



賀茂別雷(かもわけいかづち) 神社(上賀茂神社)

contents

- | | |
|--|------------------------------------|
| 01 年頭挨拶(池川署長・上野山会長) | 08 税だより(申告に関するご質問や必要書類の確認などをしたい方は) |
| 02 平成30年度納税表彰受彰者 | 09 税だより(府税事務所からのお知らせ) |
| 03 特集01 ふるさと人物紀行(特別対談)
大阪天満宮 寺井 種伯さん、石清水八幡宮 田中 朋清さん | 10 コラム(理と情) 北山 顯一さん |
| 05 らうんじ(読書のすすめ) 遠本 浩昭さん | 11 郷土の味めぐり メロンパン専門店 メロン・ドゥ・メロン |
| 06 ひろば(講話録 賀茂別雷神社 藤木 保誠さん) | 12 名所ところどころ浄土宗佐太本山 来迎寺 |
| 07 税だより(マイナンバーカードでe-Tax) | 13 特集02 平成30年 税を考える週間報告 |
| | 14 部会だより |

郷土四市の地域を結び、繋ぐ



税と繁栄

題字は上野山会長筆

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

新年のごあいさつ



公益社団法人門真納税協会
会長 上野山 実



門真税務署長 池川 雅昭

年頭挨拶

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

納税協会会員の皆様には心新たに新しい年をお迎えのことと存じます。

また、門真税務署、税理士会はじめ関係各位には日頃から納税協会活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成31年の干支は己亥(つちのい)です。己亥は、前年からの改革の流れを正しい筋道をつけてさらに推し進め、常に現場の実態を把握し、これをよき方向に導いていくことが求められる年であります。

税制では、今年10月から消費税の10%への増税と軽減税率制度が実施されることになります。一方で、政府において消費増税後の反動減対策として、車購入時の減税や住宅ローン減税の期間延長などが検討されており、「税」は私たちの生活に密接なものとなっています。

◆今回の栄えある受彰(贈)は次の方々です。(順不同・敬称略)



厳粛に行われた納税表彰式

平成三十年度 納税表彰式

晴れの受彰者!



門真税務署長納税表彰

伊藤 榮保	納税協会理事
佐伯 忠雄	納税協会理事
大東 弘	納税協会理事
中島 勤	青申連常任理事
井上 和久	納税協会代議員
川本 和宏	納税協会常任理事
笛田 正明	納税協会常任理事
讃岐 信子	納税協会女性部会長
西川 敬治	納税協会理事

門真税務署長納税表彰

菊花薫る十一月十六日(金)、平成三十年度納税表彰式がホテル・アゴーラ大阪守口に於いて挙行されました。

表彰状並びに感謝状を受彰(贈)されました方は、多年にわたり各団体の事業活動を通じて、組織の拡大・育成に努められるとともに、申告納税制度の普及・発展及び納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げられた方々です。

◆今回の栄えある受彰(贈)は次の方々です。(順不同・敬称略)

門真税務署長納税表彰

近畿納税貯蓄組合連合会会長感謝状

石井 雅敏 桜町商店街納貯組合
組合員

品川 幸子	納貯連推進員
樋口 善信	四條畷納貯組合 組合員
大倉 基文	青申連監事
鈴木 英孝	四條畷青申会理事
西尾 知大	守口青申会会員
森永 真弓	大東市青申会事務局

門真青色申告会連合会会長感謝状

脇山 清男 納貯連理事



協会長より感謝状の贈呈が行われる

大阪国税局長納税表彰

(平成30・11・12受贈)

山田 健 紳税協会副会長



晴れの受彰者の方々

平成31年の新春を迎え、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から適正な申告納税の推進と納税道義の高揚のため、多大な御尽力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

また、申告納税の申告期は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなりますので、皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また四市の市民まつりや税を考える週間にちなんで開催していただきました「まちかどコンサート」及び「ふれ愛コンサート」等、いろいろな行事に参加させていただき、非常に充実した半年であるとともに、門真納税協会の地域に根付いた活動を身近に見聞させていただけます。

また、2020年の門真納税協会の創立50周年に向け、準備委員会を立ち上げ、50周年に相応しい事業の検討を行つてきました。

本年は実行委員会として本格的に始動して参ります。本年も皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、引き続き協会活動へのご支援、ご協力を賜ります。

また、租税教室の開催の拡充につきましては、皆様方の御協力をいただき、まさに「猪」のようないいな行事に参加させていただき、勢いで開催校数は増加しています。

平成31年の干支、亥年の「亥」ともされる動物の「猪」の肉には、万病さえも防ぐ、予防する力があるとされており、亥年には、「無病息災」の意味もある年とも言われています。皆様方にとって、「無病息災」の年になることを心からお祈り申し上げます。

さて、間もなく所得税等の確定申告期を迎えることになります。申告期を迎えることになります。

更に、本年10月1日からは消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。国税局、税務署等は、引き続き、納税者へ制度の広報、周知等を積極的に取り組んでまいりますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、門真納税協会の御事業の御繁栄並びに御健勝を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

当署の確定申告会場である「守口門真商工会館」での申告相談は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなります。皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、申告納税の申告期は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなりますので、皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また四市の市民まつりや税を考える週間にちなんで開催していただきました「まちかどコンサート」及び「ふれ愛コンサート」等、いろいろな行事に参加させていただき、非常に充実した半年であるとともに、門真納税協会の地域に根付いた活動を身近に見聞させていただけます。

また、2020年の門真納税協会の創立50周年に向け、準備委員会を立ち上げ、50周年に相応しい事業の検討を行つてきました。

本年は実行委員会として本格的に始動して参ります。本年も皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしますとともに、引き続き協会活動へのご支援、ご協力を賜ります。

また、租税教室の開催の拡充につきましては、皆様方の御協力をいただき、まさに「猪」のようないいな行事に参加させていただき、勢いで開催校数は増加しています。

平成31年の干支、亥年の「亥」ともされる動物の「猪」の肉には、万病さえも防ぐ、予防する力があるとされており、亥年には、「無病息災」の意味もある年とも言われています。皆様方にとって、「無病息災」の年になることを心からお祈り申し上げます。

さて、間もなく所得税等の確定申告期を迎えることになります。申告期を迎えることになります。

更に、本年10月1日からは消費税及び地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。国税局、税務署等は、引き続き、納税者へ制度の広報、周知等を積極的に取り組んでまいりますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、門真納税協会の御事業の御繁栄並びに御健勝を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

お陰様と感謝の心が大切 国民の一人として共に時代を生き抜いた 平成史上天皇の退位に心からのご慰労の想い

昭和8年(1933)8月、大阪市生まれ。関西学院大文学部、国学院大神道専攻科卒。明治神宮権禰宜、大阪天満宮禰宜、四条畷神社宮司を経て、平成元年(1989)大阪天満宮第57代宮司。平成11年(1999)神職特級。平成12年(2000)国学院大学評議員会議長、平成16年(2004)大阪府神社庁庁長、神社本庁常務理事。平成29年(2017)大阪天満宮名誉宮司、神社本庁長老。



大阪天満宮 名誉宮司 寺井 種伯さん(85歳)
TERAI TANENORI

寺井 一昨年の四月に長年務めさせて戴いた大阪天満宮と四條畷神社の宮司を引きました。齡も八十五歳、この度は生前譲位(今年四月)される今上天皇と同学年ということもあります、感慨ひとしおの想いで、平成の御代から新しい御代への年を迎える話をさせて頂きます。

天満宮は、大変有難い事に累代寺井家が司職、仕官を務めさせて戴いており、私で五十七代目です。大阪天満宮がご鎮座なさつて千年余りになります。その三百年前、長柄豊崎宮(ながらとよさきのみや)の都が出来、孝徳天皇の御代ですが、そこの宮司を先祖がして頂いたと伝えられています。又、不思議な縁で石清水八幡宮の田中家とも親戚にあたり、田中家とは昔から親しくさせて頂いています。父君が神社本庁の総長職をされておられ、私も約六年間常務理事を務めたこともあります、ご一緒は多いですが、ご令息とは親しくお目にかかる機会も少なく、今回を楽しみにしております。

昨年十二月天皇陛下ご在位三十年奉祝の準備会に参列させて頂いた訳ですが、恐れ多い事ですが陛下と同一年、終戦前東京が大変だつたことで陛下は、日光に疎開。私は父が滋賀県の日吉大社の宮司をしており、大阪からの学童疎開を受け入れる側で、イナゴや草木を食することもあり、当時の大変さが蘇つて参ります。生前譲位のご決意も在位三十年の陛下ご苦労を想いますと、心からのご慰労の想いです。

日本文化そのもの



対談を終え、両氏固い絆が

平成時代最後の1月、新春に相応しい特別対談が実現しました。本紙に多年にわたりご協力頂いた寺井名譽宮司、一昨年、国宝石清水八幡宮での講話と特別拝観でご協力頂いた石清水八幡宮の田中権宮司の両氏の対談。

一世代を越え、時を越えた、日本の歴史から地域の歴史と家族の絆等、未来へ大切な心について心ゆくまでの二人のお話は奥深く、大変感銘を受けました。（文責・加藤忠廣）

特別対談後記

なくなつた「元気ですか。久しぶりですね」に対して「お陰様で」の言葉の中には、一日の生活、今生きていることを友人、家族、地域そして企業があり、所謂様々などころから「物心」を頂いていることで、お陰を頂いている心を大切に感謝し、かみしめて頂き伝えていく必要があると思います。

「崇祖」の言葉には、この世に送り出してくれた父母の一人、その前には祖父母の四人、それを遡ると十代で千二十四人の自分の命の大本が存在している訳で、先祖を敬い崇める心が、「崇祖」の言葉の意味です。常に原点に立ち返り、物を見極めることができ大切ではないでしょうか。

大阪天満宮社司・滋しげ岡(おか)孝長の三男として誕生し、明治維新の神仏分離による大変な混乱の中にあつた田中有(あり)年(どし)(昇清)の養子として迎えられました。今日、田中家が存続させて頂いているのは、ほかならぬ滋岡家、寺井家の御蔭でありまして、こういう有り難い数多くの御縁の御蔭様で生かさせて頂いてることに感謝の気持ちで一杯です。

古来私たち日本人は、豊かな自然の恩恵を受けて生活を営む中で、自然界のあらゆる存在に靈的な何かが宿り、それら全ての働きによって人は生かされていると信じ、それらをカミと呼んで敬い祈りを捧げてきました。やがてこれらの神々が鎮まる場所は鎮守の森、神社となり、人々は神社を中心地域社会を作り上げ、人と自然と神々の間の繋がりを大切に、日々の祭りを通じて、世の中が平和であることや地域住民の生活が穏やかであることを祈ってきました。西暦五三八年に仏教が伝わりましたが、それは仏教という宗教が伝わったと言うよりも、外国からやってきたありがたい教義や經典を持つ新しいカミとして受け入れられ、当時の近代的な国家基盤の形成に大きく役立てられました。それ以来、実に千三百三十年以上にも亘つて、日本人は神道の神々と仏自らを「無宗教である」としながら、ほぼ百パーセントの人々が毎年何らかの形で神社や寺院に参拝しています。このことは、宗教にとらわれない信心深い日本人の精神神性を如実に表していると言えますし、更には宗教だけに限らず、ありますし、とある文化に関しても、日本人の心の奥底には実に多種多様な八百万神(やおよろずのかみ)に対する畏敬の念を重視する神道の価値観が、遙かな時を超えて脈々と存在し続けてきた

私は、昨年五月三十一日に国連ニューヨーク本部で開催された「一〇一八年度国連SDGs（持続可能な開発目標）本部推進会議」に世界連邦日本宗教委員会事務長として招かれました。議長アンワルル・K・チャウドリー（国連永久大使）（元国連事務次長）、ユネスコ、ITU、星野俊一（国連大使）、ミッシェル・トゥーミー（SDGs本部長）、ウイル・ケネディ（UNOP事務総長）をはじめ国連本部職員、各国政府代表団を前に、鎮守の森に内在する日本の伝統的な神道の価値観に基づく世界の恒久平和という価値観の共同構築を実現する事を目的とする、国連常任理事国の国益に縛られることなく実質的な議論を国連で実施する事が可能な、産官学民文の代表者で組織される新たな会議体の設置を求める提言演説を行いました。大変有り難いことに全会一致で承認・議決され、国連職員が設立したFOUN（国連の友）SDGs文化推進委員会の設置と初代委員長への就任を、国連本会議場においてチャウドリー（国連永久大使）より要請されました。

古来からの日本の生活様式と世界に誇る日本の伝統文化を世界に発信！

世界に誇れる日本の伝統文化のこころ さらなる持続可能な継承と発信を 日本人の心の中の世界観、自分観、歴史の中で構築が!

昭和48年(1973)京都府生まれ。同志社大学経済学部を卒業後、國學院大學神道学専攻科で神職階位・明階(めいかい)を取得。平成10年4月より福岡県・太宰府天満宮において神職としての基礎を学ぶ。平成15年より田中家が累代宮司家を務める京都府・石清水八幡宮に権禰宜として奉職。平成19年より同宮禰宜、平成25年7月に権宮司に就任、現在に至る。



石清水八幡宮 権宮司 田中 朋清さん(48歳)
TANAKA TOMOKIYO

とても深く、私の曾祖父・田中俊清は会との御交誼頂いております大阪天満宮名譽宮司 寺井種伯様と石清水八幡宮権宮司田中朋清様によります公開の形で対談を大阪天満宮会館で開催致しました。

対談に当たり藤本広報部会長より両氏の交流の足跡紹介と対談テーマ、①平成から新しい御代へ、日本のこれからへのメッセージ、②新しい時代の日本の心の大切さをどう継承していくか、③世界に誇る日本の伝統的・文化の発信、を始め両社の交流や文化心についても幅広く語つて頂きました。

大阪天満宮社司・滋しげ岡(おか)孝長の三男として誕生し、明治維新の神仏分離による大変な混乱の中にあつた田中有(あり)年(とし)(昇清)の養子として迎えられました。今日、田中家が存続させて頂いているのは、ほかならぬ滋岡家、寺井家の御蔭でありまして、こういう有り難い数多くの御縁の御蔭様で生かさせて頂いていることに感謝の気持ちで一杯です。

古来私たち日本人は、豊かな自然の恩恵を受けて生活を営む中で、自然界のあらゆる存在に靈的な何かが宿り、それら全ての働きによつて人は生かされていると信じ、それらをカミと呼んで敬い祈りを捧げてきました。やがてそれらの神々が鎮まる場所は鎮守の森、神社となり、人々は神社を中心に地域社会を作り上げ、人と自然と神々の間の繋がりを大切に、日々の祭りを通じて、世の中が平和であることや地域住民の生活が穏やかであることを祈つてきました。西暦五三八年に仏教が伝わりましたが、それは仏教という宗教が伝わつたと言うよりも、外国からやってきたありがたハ改義や怪曲を寺つ新し、カミ

事をも証明していると考えます。
私は、昨年五月三十一日に国連ニユーヨーク本部で開催された二〇一八年度国連SDGs(持続可能な開発目標)本部推進会議に世界連邦日本宗教委員会事務長として招かれました。議長アンワルル・K・チャウドリー国連永久大使(元国連事務次長)、ユネスコ、ITU、星野俊一国連大使、ミッシェル・トゥーミーSDGs本部長、ウイル・ケネディUNOP事務総長をはじめ国連本部職員、各国政府代表団を前に、鎮守の森に内在する日本の伝統的な神道の価値観に基づく世界の恒久平和という価値観の共同構築を実現する事を目的とする、国連常任理事国の国益に縛られることなく実質的な議論を国連で実施する事が可能な、産官学民文の代表者で組織される新たな会議体の設置を求める提言演説を行いました。大変有り難いことに全会一致で承認・議決され、国連職員が設立したFOUN(国連の友)SDGs文化推進委員会の設置と初代委員長への就任を、国連本会議場においてチャウドリー国連永久大使より要請されました。

神社の一ことなり大きな由縁は賀茂祭です。今から約1400年前、欽明天皇の御代に、風水害に見舞われ農作物が実らず、国民は苦しんでいました。その窮状に天皇勅命により占い師に占わせたところ、原因が賀茂大神の祟りであると判り、賀茂社に勅使を遣わし祭りを行いました。すると風雨は收まり、天下泰平・五穀豊穰になつたのが賀茂祭の起源で、以降重要な国家的行事となりました。

その祭は現在も、皇室の勅使を迎え往古の儀式を伝える古式豊かな祭りと知られ、江戸時代(東山天皇)の行列復興以来、当日の祭事に奉仕する全ての人が葵を飾るところから、今では「葵祭」として親しまれています。「葵」とその継承について、権禰宜の藤木保誠さんよりお話を伺いま



上賀茂神社への特別拝観後
広報部会管外研修会において
藤木権禰宜より特別講話を頂く
(H30.10.4 上賀茂神社別館)

京都市の地元小学校では、そのプロジェクトにより、お話をも出向き、葵祭の次世代への継承に向けての活動も大切にしています。賀茂祭(葵祭)は毎年5月15日に開催され、上賀茂神社における年中祭典行事の中で最も重要な祭儀勅祭です。社殿に葵を飾り、祭りの奉仕者が葵を身に着けるところから昔から「葵祭」として親しまれています。

今も国家的行事として国の安泰や国家の安寧をお祈りしています。行列は京都御所を勅使を伴つて出発。下鴨神社で祭儀を行つた後、当神社に参ります。皇室の勅使の御祭文奏上、牽馬、東游、走馬等が古来の儀式そのままに行われ、さらながら王朝絵巻のような景観です。また葵祭に先立ち、5月5日に行われる賀茂競馬(くらべうま)は、京都市の登録無形民俗文化財に登録され、現在行われている競馬の発祥とも云われています。堀河天皇の御代、寛治7年(1093)に始まる神事で、「天下泰平・五穀豐穢」を祈願するもので、古くは「徒然草」にも描かれています。

年間約70もの祭事を執り行っていますが、賀茂別雷神を祀り、上賀茂の地を守る祭を新たな時代へ継承していくたいと思つています。

世界文化遺産・国宝 上賀茂神社 皇室縁(ゆかり)の社、王朝絵巻のような千年の歴史を伝える葵祭



日本皇室の古来からの
国家的行事としての葵祭
社と葵の縁（えにし）大切に

1994年（平成6年）にユネスコ世界文化遺産として登録された「古都・京都の文化財」¹⁷17ヶ所の寺社城跡の中でも、最初に紹介されるのが賀茂別雷神社（上賀茂神社）。神代の時代（678年）より社殿が築かれ、桓武天皇の平安京遷都以降は、皇城場鎮護の神、山城国の宮として歴代の天皇が行幸、奉幣祈願の社として伊勢神宮に次ぐ全国神社の宮幣大社の筆頭として、明治より終戦まで誉れをもつ社です。

毎年5月15日は、賀茂祭（葵祭）が盛大に催され、時代絵巻のような華麗な祭事は古くから京都を代表する大祭として親しまれています。

国宝の本殿の参拝、特別拝観にご協力頂いた藤木権彌もまた千年に亘る社家の神職を務めた家系で特別拝観始め、ご講演では葵の縁（えにし）にまつわる大変貴重なお話を戴き、上賀茂神社の歴史に改めて感銘を受けました。

【談話錄】

ひろば



世界文化遺產・國寶

世界文化遺産・国宝 賀茂別雷神社（上賀茂神社）を 支え守り、そして次代の継承へ

賀茂別雷神社



本殿特別拝観後、
廣木権禪宮と広報部会役員

らうんじ

さて、今年は平成最後の年でもあり、消費税軽減税率制度のスタートの年でもあります。消費税は平成元年からスタートした制度であり、5月には平成が終わり新たな時代が始まる中で、消費税の歴史の大きな節目を迎えることに何か巡り合わせのようなを感じております。

ところで、この消費税軽減税率制度の導入を巡っては様々な議論があつた中で、当時は税務広報広聴官という仕事をしており、租税教育の推進に携わっていた頃でした。そのようなとき、とある小学校の社会科教育研究授業に参加させていただくこととなり、その内容が軽減税率を導入すべきか否かを小学5年生が議論し、最終的には賛成派と反対派が演説を行つて自分たちの主張をアピールして投票によつて方針の決定を行うというものでした。

当然、議論の前には自分たちで現在の税制やその問題点を調べた上で、この制度の良い点、悪い点を話し合つており、その内容の濃さには「本当に小学生が考えたこと?」と思うほどで、大変驚かされたものであります。その中で

小学生が制度の良し悪しを考える根底にあつたものが「公平性」という問題でした。

税の公平を考えるに当たっては「垂直的公平」と「水平的公平」があります。「垂直的公平」とは、所得の高い人が税を多く支払うことにより、所得の低い人へ所得を再分配することで公平を達成するという考え方で累進課税制度が当てはまります。「水平的公平」は同じ所得の人は同じ税を支払うという考え方です。「垂直的公平」は国税庁の統計情報から申告所得税の階級別の課税状況を見ると、所得金額が200万円以下の納税者数は全体の30.9%で、この層が負担する税額は全体の1.0%となっています。一方1,000万円を超える納税者数は全体の12.7%ですが、この層が負担する税額は全体の83.0%を占めており「垂直的公平」が伺えるものとなっています。

消費税はすべての人には等しい税率で負担を求める税ですが、所得の低い人ほど税の負担感が大きくなる「逆進性」という問題があり、この不公平感をやわらげるために

軽減税率制度の導入が考えられました。また、最近では高齢化社会を迎えて、社会保障給付は高齢世代中心負担は現役世代中心となるなど「世代間の公平」も考えなければならぬ時代となつてきています。現在も過去からも、あらゆる人に公平な税はないと思いますが、公平に近付くように色々な税の種類を組み合わせて考えられているのが現在の税制であると思います。日本のこれから先は、ますます進む少子高齢化と人口の減少が予想される中ではありますが、国の財政を支える税は必要不可欠なものでありますし、時代にマッチした税制を考える必要があると思います。新しい時代を迎える節目の本年はこのようなことを考えていただく良い機会ではないかと思います。

最後になりますが、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方のご事業の繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げますとともに、本年も変わりないご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

この本は原稿を依頼されたときに真っ先に頭に浮かんだ本で、2004年に出版された著者のデビュー作品です。15年ほど前に、先輩から読んでみて！と言われ手にしたのですが、すっかりはまつてしまい、その後、この著者の本はほぼ揃えています。

内容としては、建築学科1回生のヒロインが事件に遭遇し主人公の助教授がやむを得ず解決するというものです。

こう書くと、良くあるパターンのミステリーですが、出版当時は「理系ミステリー」という新しいジャンルで呼ばれていました。それは、著者が名古屋大工学部の助教授であつたことから、専門用語での会話や装置や仕掛け、トリックに工学などの理系分野が使われていたからです。

理系の知識はなくとも、登場人物が個性豊かでストーリーが面白くあつという間に読んでしまうのですが、この著者、いときは月2冊のペースで執筆し、年間10冊、多ぐに次の本を読むことができました。

残念ながら、現在は執筆活動を縮小しております。忘れた頃にしか出版されていません。次回作を期待してずっと待っています。

A portrait of Takanobu Horai, a man with glasses and a suit, positioned above his name and title.

個人課稅第一部門
統括國稅調查官
眞稅務署



『すべてがFになる』



森博嗣著



個人課税第三部門
統括国税調査官

♪ 申告に関するご質問や必要な書類の確認などをしたい方は…

お電話で問い合わせることができます。

門真税務署（06-6909-0181）に電話をかけていただき、音声ガイダンスの「0」番を選んでいただきますと、電話相談センターへつながります。

電話相談センターでは、相談したい税金の種類ごとに、専門の税務相談官が配置され、わかりやすく、親切・丁寧に対応します。

♪ 作成済みの申告書等を提出される方は…

申告書等は、郵送等で提出することができます。

還付申告をされる場合は、**2月15日（金）以前**でも提出できます。

♪ 申告書の作成・相談を希望される方は…

門真税務署の申告書作成会場は

「守口門真商工会館（門真市殿島町6-4）

開設期間 **2月18日（月）～3月15日（金）**

開設時間 午前9時～午後5時
(土・日を除く)

※ 相談受付時間は、**午後4時まで**

注

上記の期間は門真税務署内に、「申告書作成会場」を設けておりません。

上記以外の期間も、通常の相談窓口での対応となります。混雑状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

♪ 申告会場は非常に混雑します。ぜひ、e-Taxのご利用を！

お問合せ先のご案内

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)
受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178 (通話料金無料)

受付時間：平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください（通常の通話料金となります。）。



個人の方へ

ネットが便利 申告・納税 e-Tax



マイナンバーカードで
イータックス

e-Tax

※ ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

1 マイナンバーカードを取得

① 郵便やインターネットなどで申請

パソコンやスマートフォンからでも申請できます。

② 市区町村で受取

住民票のある市区町村から交付通知書が届きます。

※ マイナンバーカードの申請方法、受取方法などについては、「マイナンバーカード総合サイト」(www.kojinbango-card.go.jp)でご確認ください。



2 ICカードリーダを準備



※ パソコンとマイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダライタ又はスマートフォンが必要となります。
詳しくは「公的個人認証サービスポータルサイト」(www.jpki.go.jp)をご確認ください。

3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

① 画面の案内に従って利用者識別番号(ID)を取得

※ 既に利用者識別番号を取得されている方は不要です。

※ 平成31年(2019年)1月以降は、より簡易な登録で利用できます。

② マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

※ 住民基本台帳カードの電子証明書をe-Taxに登録している方が新たにマイナンバーカードを取得した場合も電子証明書の再登録が必要です。

③ 申告書等データを作成、送信

※ 申告書等データを送信した後、受信通知(受信結果)がメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。

もっと便利に！ 平成31年(2019年)1月からe-TaxのIDやパスワード(暗証番号)を入力することなく、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます(マイナンバーカード方式)。

※ 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば引き続きe-Taxでご利用できます。

「理」は「すじみち」のことです。これで「道理」であり、「頭」の働きが明文化します。一方、「情」は「なき」のことであり、「人情」であり、「心」の働きです。これは人により事柄に変りますので、固定できません。

もし「理」だけで事を運ぶとすると、透明性は高いですが、人間味に欠ける面があります。かといって「情」だけで事を運びますと、透明性に欠けることがあります。「理」と「情」のバランスを取ることで、物事をうまく運ぶには、「理」を重んじながります。松下電器(現パナソニック)創業者の中野幸之助氏は、「理に情を添えよ」と言いました。つまり、原則的には「理」を重んじながることであります。弁護士であり住宅金融債権管理機構代表として中坊公平氏は、「正面の理、裏面の恐怖」を基本ポリシーとして債権回収に多大の力を發揮するわかれています。

私が知りたいのは、「情理を尽くすこと」による「情理」が、その結果として「情」に溺れることは、非常に難しいことです。それを成功させたときに、「情」を加味せよといふことだと思います。

多成は取ることによる事件が散見されますが、それには「理」と「情」のバランスがうまく合っていることが、なぜかなり難いことがあります。松下電器(現パナソニック)創業者の中野幸之助氏は、「理に情を添えよ」と言いました。つまり、原則的には「理」を重んじながることであります。弁護士であり住宅金融債権管理機構代表として中坊公平氏は、「正面の理、裏面の恐怖」を基本ポリシーとして債権回収に多大の力を發揮するわかれています。



北山先生が人間としてのありたい姿を描いた「50音で学ぶ人の道」が発行されました。この書籍は、昭和21年奈良県生まれ。昭和44年松下電器(現パナソニック)入社。山下俊彦社長の秘書もつとめ、その後ビデオ事業部事業部長、大阪松下LEC(株)社長、松下幸之助商学院学院長などを歴任。現在、(株)あさひ(東証一部)監査役、箕面・学問の道「時習堂」館長。

[平成30年分 所得税確定申告について]

会員の皆様で平成28年分以降の確定申告において地区相談会場等で申告された方や、e-Taxで申告された方などは、申告書等が送付されません。

青色申告決算書・収支内訳書等が必要な方は、事前に納税協会へお申し出ください。

また、確定申告の際は、事前に門真税務署から送付される「確定申告のお知らせ」(葉書又は封書)をご持参ください。

[平成30年分]

所得税確定申告期における無料相談所開設のご案内

日 時 2月18日(月)から3月13日(水)(土、日を除く)
※但し2月24日、3月3日の日曜日に限り開設します。

受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時
場 所 公益社団法人門真納税協会 会議室
(門真市殿島町8-10)

※会場の混雑状況により受付終了時間を繰り上げる場合があります。



「理」と「情」

箕面・学問の道「時習堂」館長



[プロフィール]

昭和21年奈良県生まれ。昭和44年松下電器(現パナソニック)入社。山下俊彦社長の秘書もつとめ、その後ビデオ事業部事業部長、大阪松下LEC(株)社長、松下幸之助商学院学院長などを歴任。現在、(株)あさひ(東証一部)監査役、箕面・学問の道「時習堂」館長。

北河内府税事務所からのお知らせ

大法人の電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、大法人が行う平成32年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人府民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならぬこととされました。

改正の概要は次のとおりとなっております。

1. 対象法人

次の内国法人が対象となります。

- ・事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社



© 2014 大阪府もずやん

2. 対象税目

- ・法人事業税及び法人府民税

3. 適用開始事業年度

- ・平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から適用



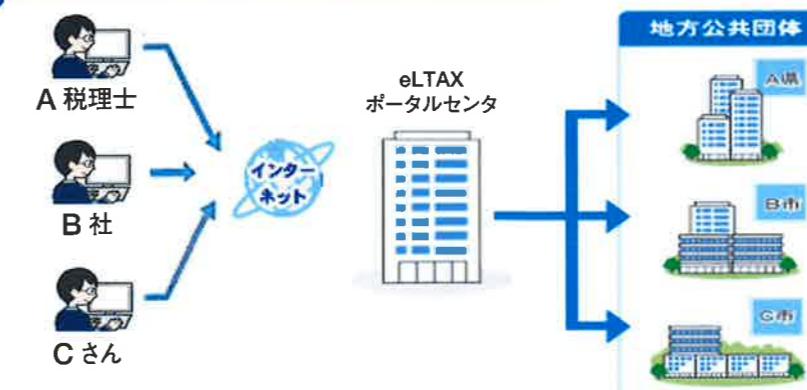
4. 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類

*市町村へ提出される法人市(町村)民税についても電子申告が義務化されます。詳しくは各市町村へ、お問い合わせください。

*税務署へ提出される法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税についても電子申告が義務化されます。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

eLTAX を利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利に!!



eLTAXに関するお問い合わせ先

- 【ヘルプデスク】
1. 電話番号: 0570-081459 (ハイシンコク) 全国一律市内通話料金
03-5500-7010 (IP電話やPHSなどの場合 通常通話料金)
2. 受付時間 9時～17時(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く)

*電子申告手続きの詳細については、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。
(お問い合わせ先) 大阪府北河内府税事務所 法人課税課 TEL072-844-1331(代表)

エルタックスを利用すると、大阪府をはじめ全国の自治体に、インターネットで法人住民税・事業税・地方法人特別税の申告・申請手続きを行うことができます。

大阪府では、エルタックスを利用して電子申告を行った法人府民税・法人事業税・地方法人特別税について、インターネットバンキング等の利用による電子納税を行うことができます。



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **DAIDO 大同生命保険株式会社**

大阪中央支社/
大阪府大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館・大同生命ビル8F)
TEL 06-6942-0391

 **AIG 損害保険株式会社**

大阪中央営業支店/
大阪府大阪市北区大深町3-1(グランフロント大阪 タワーBオフィス36F)
TEL 06-7223-2020